

四半期報告書

(第145期第2四半期)

株式会社 福島銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	18
第4 【提出会社の状況】	19
1 【株式等の状況】	19
2 【株価の推移】	21
3 【役員の状況】	21
第5 【経理の状況】	22
1 【中間連結財務諸表】	23
2 【その他】	69
3 【中間財務諸表】	70
4 【その他】	89
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	90

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月26日

【四半期会計期間】 第145期第2四半期
(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社福島銀行

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 紺野邦武

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町2番5号

【電話番号】 024(525)2525(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役企画本部長 菅野則夫

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックスビル4階
株式会社福島銀行 大宮支店

【電話番号】 048(643)2830(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 星昌吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社福島銀行 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成20年度	平成21年度
		中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	平成20年度 (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	9,057	8,871	8,333	17,606	18,320
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△1,461	329	645	△3,796	241
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△1,477	454	636	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△3,285	388
連結純資産額	百万円	23,434	24,551	24,547	21,437	24,603
連結総資産額	百万円	616,603	616,888	621,469	611,017	607,779
1株当たり純資産額	円	93.39	106.36	106.21	92.52	106.45
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	△6.42	1.97	2.76	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	△14.29	1.69
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	3.48	3.96	3.92	3.48	4.02
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.00	9.77	9.83	9.59	9.72
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△23,690	12,120	20,654	△17,190	8,853
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,335	△6,288	△5,221	9,004	△5,288
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△347	△0	△230	△599	△250
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	22,098	37,848	50,533	32,016	35,330
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	540 [274]	551 [277]	540 [284]	537 [274]	539 [280]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5経理の状況」中、「1中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 平成20年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないので記載しておりません。平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないので記載しておりません。

- 4 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。平成21年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
- 7 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第143期中	第144期中	第145期中	第143期	第144期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	7,805	7,446	7,128	14,985	15,823
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△1,551	162	440	△3,934	85
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△1,492	322	490	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△3,286	300
資本金	百万円	18,127	18,127	18,127	18,127	18,127
発行済株式総数	千株	230,000	230,000	230,000	230,000	230,000
純資産額	百万円	21,605	24,471	24,337	21,426	24,540
総資産額	百万円	613,986	615,042	619,122	609,016	605,918
預金残高	百万円	577,561	577,489	571,190	572,990	569,945
貸出金残高	百万円	440,147	443,120	438,267	449,989	445,884
有価証券残高	百万円	101,852	92,281	106,405	96,398	101,535
1株当たり配当額	円	—	—	—	—	1.00
自己資本比率	%	3.51	3.97	3.93	3.51	4.05
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.52	9.78	9.82	9.65	9.75
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	517 [260]	527 [264]	518 [270]	510 [261]	514 [267]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 4 平成20年9月、平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	540 [284]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員（当第2四半期連結会計期間末人員）285人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	518 [270]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員（当第2四半期会計期間末人員）271人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 従業員数は、執行役員4名を含んでおりません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)における金融経済環境は、世界的な金融危機を背景とした景気悪化から一部立ち直りを見せる動きも見られたものの、民間需要の自立的回復が引続き弱含みで推移する中、円高の進行が回復に水を差す形となっております。雇用情勢も依然厳しく、また、経済対策により一部個人消費の下支えは見られたものの、本格的な景気回復への道筋は未だ不透明な状況が続いております。

当行の主たる経営基盤である福島県の経済は、回復基調にあった自動車関連、電子部材関連等においても、投資を見合わせ、生産量を調整する動きが見られるなど全体的には依然厳しい状況にあります。なお、この間、県内の企業倒産は小康状態で推移しました。

このような状況の中で、当行は①「現場力の強化」、②「人材の育成」、③「業務の高度化」の3つを柱とした中期経営計画「地力強化計画」の最終年度として取組んでおり、現場力の強化を通じた顧客サービスの向上と地域密着型営業の推進に努めております。

(預貸金等の状況)

当第2四半期連結会計期間末の総預金(譲渡性預金を含む)は、当第2四半期連結会計期間中4,122百万円増加(前第2四半期連結会計期間は2,264百万円の増加)し、残高は583,293百万円となりました。主な要因は、法人預金が増加したことによるものです。

貸出金は、当第2四半期連結会計期間中473百万円増加（同453百万円の減少）し、436,064百万円となりました。主な要因は、住宅ローンが増加したことによるものです。

有価証券につきましては、当第2四半期連結会計期間中6,099百万円減少（同3,187百万円の減少）し、106,018百万円となりました。主な要因は、国債を中心に売却したことによるものです。

投資信託や保険商品等の預かり資産は、当第2四半期連結会計期間中3,208百万円増加（同1,553百万円の増加）し、74,943百万円となりました。

（収益の状況）

当第2四半期連結会計期間の損益をみると、経常収益につきましては、前第2四半期連結会計期間比419百万円減少（前第2四半期連結会計期間は272百万円の増加）し、4,401百万円となりました。主な要因は、金融緩和政策により資金運用利回りが引続き低下し、貸出金利息及び有価証券利息配当金が共に減少したことによるものです。

経常利益につきましては、前第2四半期連結会計期間比478百万円減少（同2,510百万円の増加）し、360百万円となりました。主な要因は、経常収益の減少に加え、預金金利の低下による支払利息の減少や店舗のリニューアル及び新端末導入に伴う設備投資費用が減少したものの貸出金償却が増加したことにより経常費用が増加したことによるものです。

四半期純利益は、前第2四半期連結会計期間比207百万円減少（同3,044百万円の増加）し、1,124百万円となりました。主な要因は、経常利益の減少に加え、償却債権取立益が減少したことによるものです。

（不良債権の状況）

当第2四半期会計期間末の不良債権残高（金融再生法基準、単体ベース）につきましては、平成22年3月末比14億円減少し182億円となりました。不良債権比率につきましては、平成22年3月末比0.24ポイント低下し4.14%となりました。

（自己資本比率の状況）

当第2四半期連結会計期間末の連結自己資本比率につきましては、平成22年3月末比0.11ポイント上昇し9.83%となりました。これは、中間純利益の計上によって自己資本が増加したことによるものです。なお、単体自己資本比率は9.82%となっております。

（セグメント情報ごとの業績の状況）

当第2四半期連結会計期間のセグメント情報ごとの業績につきましては、「銀行業」について経常収益3,813百万円、セグメント利益962百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間の「リース業」の経常収益は、550百万円、セグメント利益は38百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、営業活動及び投資活動による収入により当第2四半期連結会計期間中9,075百万円増加し、50,533百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動によるキャッシュ・フローは、譲渡性預金の増加を主因として2,679百万円のプラス（前第2四半期連結会計期間は3,243百万円のマイナス）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入を主因として6,395百万円のプラス（前第2四半期連結会計期間は8,362百万円のマイナス）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得により0百万円のマイナス（前第2四半期連結会計期間は0百万円のマイナス）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前第2四半期連結会計期間比97百万円減少し、2,390百万円となりました。主な要因は、貸出金の利回りの低下に伴い貸出金利息が減少したことによるものです。

役務取引等収支は、前第2四半期連結会計期間比49百万円増加し、213百万円となりました。主な要因は、投資信託等の窓口販売手数料が増加したことによるものです。

その他業務収支は、前第2四半期連結会計期間比149百万円増加し、405百万円となりました。主な要因は、前第2四半期連結会計期間に計上した国債等債券償却が当第2四半期連結会計期間には発生しなかったことによるものです。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	2,460	26	—	2,487
	当第2四半期連結会計期間	2,369	20	—	2,390
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	2,925	45	△16	(18) 2,954
	当第2四半期連結会計期間	2,715	37	△13	(16) 2,739
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	464	18	△16	(18) 466
	当第2四半期連結会計期間	345	16	△13	(16) 349
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	158	0	4	164
	当第2四半期連結会計期間	216	1	△4	213
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	412	1	△5	408
	当第2四半期連結会計期間	480	2	△17	464
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	253	0	△10	244
	当第2四半期連結会計期間	263	0	△13	250
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	253	3	—	256
	当第2四半期連結会計期間	401	4	—	405
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	413	3	—	416
	当第2四半期連結会計期間	402	4	—	406
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	159	—	—	159
	当第2四半期連結会計期間	0	—	—	0

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前第2四半期連結会計期間 1百万円、当第2四半期連結会計期間 0百万円）を控除して表示しております。

4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

5 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（内書き）であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前第2四半期連結会計期間比56百万円増加し、464百万円となりました。主な要因は、投資信託等の窓口販売手数料が増加したことによるものです。

一方、役務取引等費用は、前第2四半期連結会計期間比6百万円増加し、250百万円となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	412	1	△5	408
	当第2四半期連結会計期間	480	2	△17	464
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	176	—	△6	170
	当第2四半期連結会計期間	194	—	△16	177
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	133	1	0	135
	当第2四半期連結会計期間	130	2	△1	131
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	1	—	—	1
	当第2四半期連結会計期間	2	—	—	2
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	8	—	—	8
	当第2四半期連結会計期間	7	—	—	7
うち保護預かり・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
	当第2四半期連結会計期間	0	—	—	0
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	2	—	—	2
	当第2四半期連結会計期間	14	—	—	14
うち保険窓販業務	前第2四半期連結会計期間	10	—	—	10
	当第2四半期連結会計期間	17	—	—	17
うち投信窓販業務	前第2四半期連結会計期間	80	—	—	80
	当第2四半期連結会計期間	114	—	—	114
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	253	0	△10	244
	当第2四半期連結会計期間	263	0	△13	250
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	30	0	—	31
	当第2四半期連結会計期間	29	0	—	30

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。

2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

3 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年9月30日	577,440	48	△960	576,528
	平成22年9月30日	571,108	82	△227	570,963
うち流動性預金	平成21年9月30日	191,922	—	△758	191,163
	平成22年9月30日	199,910	—	△197	199,713
うち定期性預金	平成21年9月30日	382,003	—	△202	381,801
	平成22年9月30日	367,202	—	△30	367,172
うちその他	平成21年9月30日	3,514	48	—	3,563
	平成22年9月30日	3,994	82	—	4,077
譲渡性預金	平成21年9月30日	—	—	—	—
	平成22年9月30日	12,330	—	—	12,330
総合計	平成21年9月30日	577,440	48	△960	576,528
	平成22年9月30日	583,438	82	△227	583,293

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。
 3 預金の区分は次のとおりであります。
 「流動性預金」＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 「定期性預金」＝定期預金＋定期積金
 4 「相殺消去額(△)」は、グループ内の取引額であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	440,044	100.00	436,064	100.00
製造業	33,597	7.64	33,383	7.66
農業、林業	889	0.20	1,003	0.23
漁業	293	0.07	270	0.06
鉱業、採石業、砂利採取業	408	0.09	444	0.10
建設業	26,900	6.11	26,784	6.14
電気・ガス・熱供給・水道業	2,523	0.57	1,697	0.39
情報通信業	2,843	0.65	4,692	1.08
運輸業、郵便業	17,651	4.01	14,399	3.30
卸売業、小売業	41,732	9.48	42,789	9.81
金融業、保険業	27,960	6.35	21,739	4.99
不動産業、物品賃貸業	40,849	9.28	44,999	10.32
その他の各種サービス業	55,974	12.72	54,093	12.41
国・地方公共団体	33,906	7.71	33,944	7.78
その他	154,510	35.12	155,818	35.73
国際業務部門	—	—	—	—
合計	440,044	—	436,064	—

- (注) 1 「国内業務部門」とは、国内店及び国内連結子会社の円建取引であります。
 2 「国際業務部門」とは、国内店の外貨建取引であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	5,526	5,696	170
経費(除く臨時処理分)	3,980	3,856	△124
人件費	1,729	1,730	1
物件費	1,907	1,859	△48
税金	342	266	△76
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,546	1,840	294
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,546	1,840	294
一般貸倒引当金繰入額	—	358	358
業務純益	1,546	1,482	△64
うち債券関係損益	165	408	243
コア業務純益	1,380	1,432	52
臨時損益	△1,383	△1,041	342
株式関係損益	△1,014	△143	871
不良債権処理損失	418	833	415
貸出金償却	404	794	390
個別貸倒引当金繰入額	—	5	5
債権売却損等	14	34	20
その他臨時損益	49	△64	△113
経常利益	162	440	278
特別損益	171	61	△110
うち固定資産処分損益	△49	△17	32
うち貸倒引当金戻入益	44	—	△44
税引前中間純利益	334	501	167
法人税、住民税及び事業税	11	11	0
法人税等調整額	—	—	—
法人税等合計	11	11	—
中間純利益	322	490	168

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役員取引等収支+その他業務収支

2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

3 コア業務純益=業務純益(一般貸倒引当金繰入前)-債券関係損益

4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

7 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.06	1.87	△0.19
(イ)貸出金利回	2.42	2.24	△0.18
(ロ)有価証券利回	1.18	0.85	△0.33
(2) 資金調達原価 ②	1.70	1.58	△0.12
(イ)預金等利回	0.29	0.21	△0.08
(ロ)外部負債利回	2.20	1.87	△0.33
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.36	0.29	△0.07

(注) 1 「国内業務部門」とは、国内店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	13.43	15.02	1.59
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	13.43	15.02	1.59
業務純益ベース	13.43	12.09	△1.34
中間純利益ベース	2.80	4.00	1.20

(注) ROEを算出する上での純資産額については、期首と期末の単純平均により算出しております。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	577,489	571,190	△6,299
預金(平残)	563,712	562,261	△1,451
貸出金(末残)	443,120	438,267	△4,853
貸出金(平残)	439,266	435,673	△3,593

(注) 譲渡性預金及び国際金融取引勘定分を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	459,053	455,721	△3,332
法人	118,387	115,386	△3,001
合計	577,440	571,108	△6,332

(注) 譲渡性預金及び国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	135,096	140,157	5,061
住宅ローン残高	124,266	130,180	5,914
その他ローン残高	10,829	9,976	△853

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	351,525	346,665	△4,860
総貸出金残高	② 百万円	443,120	438,267	△4,853
中小企業等貸出金比率	①/② %	79.32	79.09	△0.23
中小企業等貸出先件数	③ 件	89,870	37,500	△52,370
総貸出先件数	④ 件	89,963	37,622	△52,341
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.89	99.67	△0.22

(注) 1 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の企業等であります。

2 貸出先件数については、従来、貸出残高が零の当座貸越についても含めて表示しておりましたが、当中間会計期間より、貸出残高が零の当座貸越の件数を除いて表示する方法に変更しております。これにより、従来の方によった場合に比べ、「中小企業等貸出件数」は48,501件減少し、「総貸出先件数」は48,505件減少しております。また、この影響により、「中小企業等貸出先件数比率」が0.18ポイント低下しております。

なお、前中間会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、「中小企業等貸出先件数」は50,768件、「総貸出先件数」は50,773件多く表示され、「中小企業等貸出先件数比率」は0.12ポイント多く表示されております。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	4	6	4	2
保証	298	970	253	755
計	302	976	257	758

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,127	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	5,688	5,688
	利益剰余金	843	1,173
	自己株式(△)	13	14
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	102	134
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	240	134
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	24,508	24,975
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	24,508	24,975
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	771	776
	一般貸倒引当金	2,026	2,026
	負債性資本調達手段等	4,500	4,200
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,500	4,200
	計	7,297	7,002
うち自己資本への算入額 (B)	7,297	7,002	
控除項目	控除項目(注4) (C)	100	100
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	31,706	31,878
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	300,134	301,629
	オフ・バランス取引等項目	1,271	1,358
	信用リスク・アセットの額 (E)	301,405	302,988
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (G)/8% (F)	22,794	21,264
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,823	1,701
計(E)+(F) (H)	324,199	324,253	
連結自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.77	9.83
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		7.55	7.70

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年 9月30日	平成22年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	18,127	18,127
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	5,688	5,688
	利益準備金	301	347
	その他利益剰余金	560	743
	その他	—	—
	自己株式(△)	13	14
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	240	134
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	24,424	24,757
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	24,424	24,757
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	771	776
	一般貸倒引当金	1,958	2,012
	負債性資本調達手段等	4,500	4,200
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	4,500	4,200	
計	7,229	6,988	
うち自己資本への算入額 (B)	7,229	6,988	
控除項目	控除項目(注4) (C)	100	100
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	31,553	31,646
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	298,165	299,191
	オフ・バランス取引等項目	1,271	1,358
	信用リスク・アセットの額 (E)	299,436	300,549
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	22,876	21,470
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,830	1,717
計(E)+(F) (H)	322,313	322,020	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.78	9.82
(参考) Tier 1比率=A/H×100(%)		7.57	7.68

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	99	102
危険債権	93	74
要管理債権	7	6
小計 (A)	201	182
正常債権	4,260	4,226
合計 (B)	4,461	4,408
不良債権比率 (A) / (B)	4.5%	4.1%

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除去等はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	230,000,000	230,000,000	東京証券取引所 市場第一部	(注)
計	230,000,000	230,000,000	—	—

(注) 単元株式数は1,000株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月30日	—	230,000	—	18,127,739	—	—

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,155	3.54
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	6,612	2.87
福島銀行従業員持株会	福島県福島市万世町2番5号	3,858	1.67
株式会社アラジン	福島県郡山市島2丁目32番24号	3,837	1.66
株式会社東北サファリーパーク	福島県二本松市沢松倉1番地	3,562	1.54
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,189	1.38
株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市西2丁目1番18号	3,135	1.36
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	2,235	0.97
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	2,063	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,736	0.75
計	—	38,384	16.68

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,155千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	6,612千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,189千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	1,736千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 160,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 229,065,000	228,604	—
単元未満株式	普通株式 775,000	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	230,000,000	—	—
総株主の議決権	—	228,604	—

- (注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の株式数の欄は、全て当行保有の自己株式であります。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が18千株(議決権18個)含まれております。
- 3 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、当行が担保権の実行のために取得した株式461,000株が含まれております。当該株式は当中間会計期間末の株主名簿上、自己株式であります。当行は実質的には当該株式を保有しておりません。なお、当該株式に係る議決権461個は議決権の数から控除してあります。
- 4 「単元未満株式数」の株式数の欄には、当行所有の自己株式817株を含んであります。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福島銀行	福島県福島市万世町2番5号	160,000	—	160,000	0.06
計	—	160,000	—	160,000	0.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	64	57	53	52	51	50
最低(円)	51	49	50	50	49	48

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役企画本部長 兼経営企画室長	専務取締役企画本部長	菅野 則夫	平成22年10月4日

第5 【経理の状況】

1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※9 38,822	※9 51,491	※9 36,291
コールローン及び買入手形	5,000	—	—
商品有価証券	167	194	186
金銭の信託	1,735	1,684	1,723
有価証券	※1, ※9, ※15 92,031	※1, ※9, ※15 106,018	※1, ※9, ※15 101,143
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 440,044	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 436,064	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 443,190
外国為替	59	100	33
リース債権及びリース投資資産	3,540	※9 3,413	3,418
その他資産	※9 20,394	※9 8,080	※9 8,312
有形固定資産	※11, ※12 14,427	※11, ※12 13,615	※11, ※12 13,971
無形固定資産	907	916	913
繰延税金資産	6,000	5,926	5,960
支払承諾見返	976	758	883
貸倒引当金	※8 △7,221	※8 △6,795	※8 △8,249
資産の部合計	616,888	621,469	607,779
負債の部			
預金	※9 576,528	570,963	569,249
譲渡性預金	—	12,330	—
借入金	※13 1,152	※9, ※13 967	※13 1,062
社債	※14 4,000	※14 3,700	※14 3,700
その他負債	4,966	3,599	3,556
退職給付引当金	2,198	2,212	2,245
役員退職慰労引当金	179	161	199
睡眠預金払戻損失引当金	38	61	46
利息返還損失引当金	1	0	2
繰延税金負債	3	0	—
再評価に係る繰延税金負債	※11 1,098	※11 1,098	※11 1,098
負ののれん	1,193	1,068	1,131
支払承諾	976	758	883
負債の部合計	592,337	596,921	583,176
純資産の部			
資本金	18,127	18,127	18,127
資本剰余金	5,688	5,688	5,688
利益剰余金	843	1,173	777
自己株式	△13	△14	△13
株主資本合計	24,645	24,975	24,579
その他有価証券評価差額金	△814	△1,189	△727
土地再評価差額金	※11 616	※11 626	※11 616
評価・換算差額等合計	△197	△562	△110
少数株主持分	102	134	134
純資産の部合計	24,551	24,547	24,603
負債及び純資産の部合計	616,888	621,469	607,779

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	8,871	8,333	18,320
資金運用収益	5,902	5,407	11,748
(うち貸出金利息)	5,276	4,913	10,442
(うち有価証券利息配当金)	607	480	1,272
役務取引等収益	847	965	1,837
その他業務収益	453	501	1,403
その他経常収益	1,668	1,459	3,330
経常費用	8,542	7,687	18,079
資金調達費用	923	682	1,705
(うち預金利息)	842	604	1,547
役務取引等費用	487	502	988
その他業務費用	281	1	339
営業経費	4,123	3,999	8,017
その他経常費用	※1 2,725	※1 2,502	※1 7,028
経常利益	329	645	241
特別利益	176	113	434
償却債権取立益	176	113	434
特別損失	49	52	197
固定資産処分損	49	17	65
減損損失	—	—	※2 131
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	35	—
税金等調整前中間純利益	456	706	479
法人税、住民税及び事業税	11	37	23
法人税等調整額	62	33	103
法人税等合計	73	70	127
少数株主損益調整前中間純利益		636	
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△71	0	△36
中間純利益	454	636	388

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	18,127	18,127	18,127
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	18,127	18,127	18,127
資本剰余金			
前期末残高	5,688	5,688	5,688
当中間期変動額			
自己株式の処分	—	—	△0
当中間期変動額合計	—	—	△0
当中間期末残高	5,688	5,688	5,688
利益剰余金			
前期末残高	388	777	388
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△229	—
中間純利益	454	636	388
自己株式の処分	△0	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	△10	—
当中間期変動額合計	454	395	388
当中間期末残高	843	1,173	777
自己株式			
前期末残高	△13	△13	△13
当中間期変動額			
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	0	—	0
当中間期変動額合計	△0	△0	△0
当中間期末残高	△13	△14	△13
株主資本合計			
前期末残高	24,191	24,579	24,191
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△229	—
中間純利益	454	636	388
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	0	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	△10	—
当中間期変動額合計	454	395	388
当中間期末残高	24,645	24,975	24,579

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△3,540	△727	△3,540
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,725	△462	2,812
当中間期変動額合計	2,725	△462	2,812
当中間期末残高	△814	△1,189	△727
土地再評価差額金			
前期末残高	616	616	616
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	—	10	—
当中間期変動額合計	—	10	—
当中間期末残高	616	626	616
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△2,923	△110	△2,923
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	—	10	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,725	△462	2,812
当中間期変動額合計	2,725	△451	2,812
当中間期末残高	△197	△562	△110
少数株主持分			
前期末残高	169	134	169
当中間期変動額			
連結子会社の増資による持分の増減	—	—	△2
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△66	0	△32
当中間期変動額合計	△66	0	△35
当中間期末残高	102	134	134
純資産合計			
前期末残高	21,437	24,603	21,437
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△229	—
中間純利益	454	636	388
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	0	—	0
連結子会社の増資による持分の増減	—	—	△2
土地再評価差額金の取崩	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,659	△461	2,780
当中間期変動額合計	3,114	△55	3,166
当中間期末残高	24,551	24,547	24,603

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	456	706	479
減価償却費	407	482	970
減損損失	—	—	131
負ののれん償却額	△62	△62	△185
持分法による投資損益 (△は益)	△9	△7	△12
貸倒引当金の増減 (△)	8	292	1,257
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2	△33	44
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	20	△38	40
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△5	14	2
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△1	△1	△0
資金運用収益	△5,902	△5,407	△11,748
資金調達費用	923	682	1,705
有価証券関係損益 (△)	848	△264	1,043
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	0	38	9
固定資産処分損益 (△は益)	49	17	65
貸出金の純増 (△) 減	6,306	5,380	2,964
預金の純増減 (△)	4,435	1,713	△2,843
譲渡性預金の純増減 (△)	—	12,330	—
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	99	△95	9
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	129	2	143
コールローン等の純増 (△) 減	—	—	5,000
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△18	△67	7
資金運用による収入	5,922	5,417	11,943
資金調達による支出	△1,161	△594	△1,834
その他	△300	172	△316
小計	12,144	20,678	8,876
法人税等の支払額	△23	△23	△23
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,120	20,654	8,853
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△37,493	△77,759	△111,827
有価証券の売却による収入	11,144	56,846	78,662
有価証券の償還による収入	21,386	15,834	29,915
有形固定資産の取得による支出	△1,016	△76	△1,376
無形固定資産の取得による支出	△308	△126	△636
有形固定資産の売却による収入	—	59	—
有形固定資産の除却による支出	△0	△0	△25
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,288	△5,221	△5,288
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債の発行による収入	—	—	3,700
劣後特約付社債の償還による支出	—	—	△4,000
配当金の支払額	—	△229	—
少数株主からの払込みによる収入	—	—	50
自己株式の取得による支出	△0	△0	△0
自己株式の売却による収入	0	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	△230	△250
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,832	15,203	3,314
現金及び現金同等物の期首残高	32,016	35,330	32,016
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 37,848	※1 50,533	※1 35,330

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社 2社 子会社は全て連結しております。 連結子会社は、株式会社ふくぎんリース及び株式会社福島カードサービスであります。	同 左	連結子会社 2社 子会社は全て連結しております。 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度から「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日公表分)を適用しております。 これによる影響はありません。
2 持分法の適用に関する事項	関連会社は株式会社東北バンキングシステムズ1社であり、持分法を適用しております。	同 左	同 左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日はいずれも9月末日であります。	同 左	連結子会社の決算日はいずれも3月末日であります。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等(株式については中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等(株式については中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等(株式については連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(ロ) 同 左	(ロ) 同 左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 3年～15年 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左 ③ リース資産 同 左	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 その他 3年～15年 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左 ③ リース資産 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,264百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,899百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,841百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>また、退職一時金制度及び第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を退職一時金制度について10年から9年に、第2退職一時金制度について4年から2年にそれぞれ変更しております。これにより、「その他経常費用」が5百万円減少し、「経常利益」及び「税金等調整前中間純利益」が同額増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。</p>		<p>また、退職一時金制度及び第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理年数を退職一時金制度について10年から9年に、第2退職一時金制度について4年から2年に、それぞれ変更しております。これにより、「その他経常費用」が11百万円減少し、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、役員退職慰労金制度については、平成22年4月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		これに伴い、役員退職慰労金引当金の繰入は平成22年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。	
	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同 左
	(9) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当中間連結会計期間末において必要と認められる額を計上しております。	(9) 利息返還損失引当金の計上基準 同 左	(9) 利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当連結会計年度末において必要と認められる額を計上しております。
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(11) リース取引の処理方法(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。	(11) リース取引の処理方法(借主側) —— (貸主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。	(11) リース取引の処理方法(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。</p>	<p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。</p>	<p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したものととして、リース債権及びリース投資資産に計上する方法によっております。</p>
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>同 左</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>同 左</p>
	<p>———</p>	<p>(13)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p> <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>———</p>
	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>同 左</p>	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっておりますが、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
5 負ののれんの償却に関する事項	<p>負ののれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。</p>	<p>負ののれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。</p>	<p>負ののれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。</p>
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>———</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(持分法に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。 これによる影響はありません。</p> <p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は0百万円、税金等調整前中間純利益は35百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は35百万円であります。</p>	<p>(持分法に関する会計基準) 「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)が平成22年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同実務対応報告を適用しております。 これによる影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
	<p>(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は874百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は874百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>		<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>これによる注記事項以外の影響はありません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式64百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,637百万円、延滞債権額は15,700百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は169百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は604百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,111百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式71百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,865百万円、延滞債権額は13,708百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は47百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は557百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,178百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式66百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,641百万円、延滞債権額は13,338百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は60百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は576百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,617百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,840百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、15,877百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、7,303百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,205百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額21,509百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 7百万円 担保資産に対応する債務 預金 600百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券25,495百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産に保証金敷金272百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,020百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、7,557百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、3,707百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,203百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額17,910百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 リース投資資産 639百万円 担保資産に対応する債務 借入金 467百万円 上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券27,354百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産に保証金敷金269百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,858百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、28,383百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、5,514百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,204百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額19,719百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 対応する債務が連結貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,020百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産に保証金敷金270百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年 3月31日)
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,624百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,326百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律（平成10年 3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年 3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,419百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,443百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律（平成10年 3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年 3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、34,401百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,062百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律（平成10年 3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年 3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年 3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,629百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,710百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,704百万円
※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,073百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,506百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,311百万円
※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。
※14 社債は、劣後特約付社債4,000百万円であります。	※14 社債は、劣後特約付社債3,700百万円であります。	※14 社債は、劣後特約付社債3,700百万円であります。
※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,375百万円であります。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,290百万円であります。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,470百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)								
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却409百万円及び株式等償却1,043百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却797百万円、貸倒引当金繰入額292百万円及び株式等償却122百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却1,576百万円、貸倒引当金繰入額1,257百万円及び株式等償却1,645百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減損損失の算定に当たり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ1カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p> <table border="1" data-bbox="1043 909 1406 1077"> <tr> <td>地域</td> <td>福島県内</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産 1カ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>その他の有形固定資産</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>131百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福島県内	主な用途	遊休資産 1カ所	種類	その他の有形固定資産	減損損失	131百万円
地域	福島県内									
主な用途	遊休資産 1カ所									
種類	その他の有形固定資産									
減損損失	131百万円									

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	150	3	0	153	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 3千株

単元未満株式の買増請求による減少 0千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	156	4	—	160	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加 4千株

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	229	1.00	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	230,000	—	—	230,000	
自己株式					
普通株式	150	7	0	156	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	7千株
単元未満株式の買増請求による減少	0千株

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	229	利益剰余金	1.00	平成22年3月31日	平成22年6月23日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) 平成21年9月30日現在	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) 平成22年9月30日現在	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位:百万円) 平成22年3月31日現在
現金預け金勘定 38,822	現金預け金勘定 51,491	現金預け金勘定 36,291
定期預け金 △212	定期預け金 △212	定期預け金 △212
普通預け金 △580	普通預け金 △570	普通預け金 △542
その他の預け金 △180	その他の預け金 △175	その他の預け金 △205
現金及び現金同等物 <u>37,848</u>	現金及び現金同等物 <u>50,533</u>	現金及び現金同等物 <u>35,330</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																																																
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 該当ありません。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(貸主側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>リース料債権部分</td> <td>4,145百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価格部分</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>△644百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,516百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>3</td> <td>1,305</td> </tr> <tr> <td>1年超 2年以内</td> <td>3</td> <td>1,015</td> </tr> <tr> <td>2年超 3年以内</td> <td>3</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>3年超 4年以内</td> <td>3</td> <td>519</td> </tr> <tr> <td>4年超 5年以内</td> <td>3</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>7</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23</td> <td>4,145</td> </tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	4,145百万円	見積残存価格部分	14百万円	受取利息相当額	△644百万円	合計	3,516百万円		リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	3	1,305	1年超 2年以内	3	1,015	2年超 3年以内	3	750	3年超 4年以内	3	519	4年超 5年以内	3	295	5年超	7	257	合計	23	4,145	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>———</p> <p>(貸主側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>リース料債権部分</td> <td>3,992百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価格部分</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>△620百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,392百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>3</td> <td>1,224</td> </tr> <tr> <td>1年超 2年以内</td> <td>3</td> <td>961</td> </tr> <tr> <td>2年超 3年以内</td> <td>3</td> <td>732</td> </tr> <tr> <td>3年超 4年以内</td> <td>3</td> <td>503</td> </tr> <tr> <td>4年超 5年以内</td> <td>3</td> <td>299</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>3</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20</td> <td>3,992</td> </tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	3,992百万円	見積残存価格部分	21百万円	受取利息相当額	△620百万円	合計	3,392百万円		リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	3	1,224	1年超 2年以内	3	961	2年超 3年以内	3	732	3年超 4年以内	3	503	4年超 5年以内	3	299	5年超	3	270	合計	20	3,992	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(貸主側)</p> <p>(1) リース投資資産の内訳</p> <table border="1"> <tr> <td>リース料債権部分</td> <td>3,994百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価格部分</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>△614百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,396百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リース債権 (百万円)</th> <th>リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>3</td> <td>1,253</td> </tr> <tr> <td>1年超 2年以内</td> <td>3</td> <td>978</td> </tr> <tr> <td>2年超 3年以内</td> <td>3</td> <td>728</td> </tr> <tr> <td>3年超 4年以内</td> <td>3</td> <td>502</td> </tr> <tr> <td>4年超 5年以内</td> <td>3</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>5</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22</td> <td>3,994</td> </tr> </tbody> </table>	リース料債権部分	3,994百万円	見積残存価格部分	16百万円	受取利息相当額	△614百万円	合計	3,396百万円		リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)	1年以内	3	1,253	1年超 2年以内	3	978	2年超 3年以内	3	728	3年超 4年以内	3	502	4年超 5年以内	3	283	5年超	5	247	合計	22	3,994
リース料債権部分	4,145百万円																																																																																																	
見積残存価格部分	14百万円																																																																																																	
受取利息相当額	△644百万円																																																																																																	
合計	3,516百万円																																																																																																	
	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																
1年以内	3	1,305																																																																																																
1年超 2年以内	3	1,015																																																																																																
2年超 3年以内	3	750																																																																																																
3年超 4年以内	3	519																																																																																																
4年超 5年以内	3	295																																																																																																
5年超	7	257																																																																																																
合計	23	4,145																																																																																																
リース料債権部分	3,992百万円																																																																																																	
見積残存価格部分	21百万円																																																																																																	
受取利息相当額	△620百万円																																																																																																	
合計	3,392百万円																																																																																																	
	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																
1年以内	3	1,224																																																																																																
1年超 2年以内	3	961																																																																																																
2年超 3年以内	3	732																																																																																																
3年超 4年以内	3	503																																																																																																
4年超 5年以内	3	299																																																																																																
5年超	3	270																																																																																																
合計	20	3,992																																																																																																
リース料債権部分	3,994百万円																																																																																																	
見積残存価格部分	16百万円																																																																																																	
受取利息相当額	△614百万円																																																																																																	
合計	3,396百万円																																																																																																	
	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係るリース料債権部分 (百万円)																																																																																																
1年以内	3	1,253																																																																																																
1年超 2年以内	3	978																																																																																																
2年超 3年以内	3	728																																																																																																
3年超 4年以内	3	502																																																																																																
4年超 5年以内	3	283																																																																																																
5年超	5	247																																																																																																
合計	22	3,994																																																																																																
<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33百万円</td> </tr> </table>	1年内	23百万円	1年超	9百万円	合計	33百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>58百万円</td> </tr> </table>	1年内	46百万円	1年超	11百万円	合計	58百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (貸主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43百万円</td> </tr> </table>	1年内	30百万円	1年超	12百万円	合計	43百万円																																																																														
1年内	23百万円																																																																																																	
1年超	9百万円																																																																																																	
合計	33百万円																																																																																																	
1年内	46百万円																																																																																																	
1年超	11百万円																																																																																																	
合計	58百万円																																																																																																	
1年内	30百万円																																																																																																	
1年超	12百万円																																																																																																	
合計	43百万円																																																																																																	

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>3 既契約分取引について簡便的処理の採用</p> <p>リース取引開始日がリース会計基準適用開始前の所有権移転ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における賃貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。</p> <p>このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、「税金等調整前中間純利益」が19百万円多く計上しております。</p>	<p>3 既契約分取引について簡便的処理の採用</p> <p>リース取引開始日がリース会計基準適用開始前の所有権移転ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における賃貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。</p> <p>このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、「税金等調整前中間純利益」が21百万円多く計上しております。</p>	<p>3 既契約分取引について簡便的処理の採用</p> <p>リース取引開始日がリース会計基準適用開始前の所有権移転ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における賃貸資産の帳簿価額をリース投資資産の期首の価額として計上しております。</p> <p>また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。</p> <p>このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益が42百万円多く計上されております。</p>												
<p>4 転リース取引</p> <p>転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で中間連結貸借対照表に計上している額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="223 1003 566 1070"> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>194百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債務</td> <td>194百万円</td> </tr> </table>	リース投資資産	194百万円	リース債務	194百万円	<p>4 転リース取引</p> <p>転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で中間連結貸借対照表に計上している額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="646 1003 981 1070"> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>83百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債務</td> <td>83百万円</td> </tr> </table>	リース投資資産	83百万円	リース債務	83百万円	<p>4 転リース取引</p> <p>転リース取引に係る債権等及び債務のうち利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上している額は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1061 1003 1404 1070"> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>139百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債務</td> <td>139百万円</td> </tr> </table>	リース投資資産	139百万円	リース債務	139百万円
リース投資資産	194百万円													
リース債務	194百万円													
リース投資資産	83百万円													
リース債務	83百万円													
リース投資資産	139百万円													
リース債務	139百万円													

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	51,491	51,491	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,866	8,608	△ 257
その他有価証券	96,531	96,531	—
(3) 貸出金	436,064		
貸倒引当金(*)	△ 6,795		
	429,268	433,560	4,292
資産計	586,158	590,193	4,034
(1) 預金	570,963	571,269	306
(2) 譲渡性預金	12,330	12,330	—
負債計	583,293	583,599	306

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融資産の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は818百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は818百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。また、住宅ローン流動化債権については、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率にて割引した価格と取引金融機関から提示された価格等を用いております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

預入期間が短期間であり、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式 (*1) (*2)	552
② 投資事業組合出資金 (*3)	67
合計	620

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について18百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心として、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを提供しております。当行グループの主たる業務である銀行業務について、当行では、福島県内を中心とした預金による調達のほか、社債等による資金調達を行っております。調達した資金は、調達同様に福島県内の企業や個人、地方公共団体向けへの貸出金を中心として運用しております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるマイナスの影響を抑制するように、当行では、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という。）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として福島県内の企業及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金は、443,190百万円であり、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、固定金利貸出金については金利リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しています。

そのほか、有価証券が当期の連結決算日現在101,143百万円あり、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、売買目的及びその他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なもの、一般顧客から調達する預金であり、当行グループの信用状況の変化や市場環境の大きな変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出先について信用情報に基づき内部格付を行い、与信限度額を設定し、個別案件ごとの与信審査によって、保証や担保の設定を検討しているほか、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査室を中心として行われ、必要に応じて経営陣を含めた審査委員会での審議や取締役会に対する報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動による影響を管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、ALM会議ではリスク管理室が月次ベースで把握した有価証券及び預金・貸出金等の金利リスクについて報告し、当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。また、取締役会に対しても定期的に報告しております。

ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、投資運用ルールに従い、事前審査、投資額の限度のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。ALM会議ではリスク管理室が月次ベースで把握した当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を用いております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって算定した場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	36,291	36,291	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	10,045	9,620	△ 425
その他有価証券	90,468	90,468	—
(3) 貸出金	443,190		
貸倒引当金（*）	△ 8,249		
	434,941	438,129	3,187
資産計	571,747	574,510	2,762
(1) 預金	569,249	569,599	350
負債計	569,249	569,599	350

（*） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融資産の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は874百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は874百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。また、住宅ローン流動化債権については、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率にて割引した価格と取引金融機関から提示された価格等を用いております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(*1) (*2)	566
② 投資事業組合出資金(*3)	62
合計	629

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について29百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金	25,423	—	—	—	—	—
有価証券(*1)						
満期保有目的の債券	1,650	2,520	300	—	1,000	4,600
うち社債	1,650	520	300	—	—	—
その他	—	2,000	—	—	1,000	4,600
その他有価証券のうち満期 があるもの	13,943	27,923	14,287	3,120	12,900	5,500
うち国債	7,000	20,000	9,000	—	9,000	5,500
地方債	82	730	105	120	—	—
社債	6,561	2,593	4,482	1,500	1,800	—
その他	300	4,600	700	1,500	2,100	—
貸出金(*2)	126,110	70,853	59,167	34,885	52,501	80,691
合計	167,128	101,296	73,754	38,005	66,401	90,791

(*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致していません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない18,980百万円は含めていません。

(注4) 預金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金(*)	465,595	48,739	54,914	—	—	—
合計	465,595	48,739	54,914	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	999	1,000	0
社債	998	981	△17
その他	7,574	6,987	△587
外国証券	7,574	6,987	△587
合計	9,573	8,968	△604

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	6,280	6,150	△129
債券	58,549	59,070	520
国債	41,609	41,993	384
地方債	1,466	1,497	31
社債	15,473	15,579	105
その他	16,349	15,136	△1,213
外国証券	8,982	8,830	△152
投資信託	6,815	5,719	△1,096
その他	551	587	35
合計	81,179	80,358	△821

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べ著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,298百万円(うち、株式1,028百万円、その他269百万円)であります。

なお、減損処理にあたっては、中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は874百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は874百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場社債	1,420
その他有価証券	
非上場株式	514
投資事業組合出資金	101

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	470	471	1
	その他	2,110	2,158	48
	外国証券	2,110	2,158	48
	小計	2,580	2,630	49
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	820	812	△7
	その他	5,465	5,166	△299
	外国証券	5,465	5,166	△299
	小計	6,285	5,978	△307
合計		8,866	8,608	△257

2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	301	258	42
	債券	70,735	69,983	751
	国債	52,131	51,616	515
	地方債	1,152	1,129	23
	社債	17,451	17,238	213
	その他	9,162	9,065	96
	外国証券	8,288	8,215	72
	投資信託	874	850	23
	その他	—	—	—
	小計	80,199	79,308	890
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	4,558	5,358	△799
	債券	3,971	3,983	△12
	国債	2,951	2,960	△9
	地方債	—	—	—
	社債	1,020	1,022	△2
	その他	7,802	9,075	△1,273
	外国証券	3,108	3,139	△30
	投資信託	4,593	5,836	△1,242
	その他	100	100	—
	小計	16,332	18,417	△2,085
合計		96,531	97,726	△1,194

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式103百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるも の	社債	1,299	1,301	1
	その他	2,110	2,131	20
	外国証券	2,110	2,131	20
	小計	3,410	3,432	22
時価が連結貸借対照 表計上額を超えない もの	社債	1,170	1,162	△7
	その他	5,464	5,025	△439
	外国証券	5,464	5,025	△439
	小計	6,634	6,187	△447
合計		10,045	9,620	△425

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,637	1,480	156
	債券	46,993	46,552	441
	国債	30,831	30,502	328
	地方債	1,060	1,037	23
	社債	15,101	15,012	89
	その他	4,449	4,374	75
	外国証券	4,065	4,023	41
	投資信託	383	350	33
	その他	—	—	—
	小計	53,081	52,407	674
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,846	4,242	△395
	債券	21,913	21,944	△31
	国債	19,991	20,017	△26
	地方債	—	—	—
	社債	1,922	1,927	△4
	その他	11,627	12,608	△980
	外国証券	6,053	6,123	△70
	投資信託	5,474	6,384	△909
	その他	100	100	—
	小計	37,387	38,795	△1,407
合計	90,468	91,202	△733	

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,031	119	105
債券	75,114	628	30
国債	65,929	427	30
地方債	1,178	17	—
社債	8,006	183	—
その他	1,630	299	—
外国証券	1,154	255	—
投資信託	25	4	—
その他	451	39	—
合計	77,776	1,046	135

5 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,885百万円（うち、株式1,615百万円、その他269百万円）であります。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金（平成21年9月30日現在）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△821
その他有価証券	△821
(△)繰延税金負債	3
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△825
(△)少数株主持分相当額	△11
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△814

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,194
その他有価証券	△1,194
(△)繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,194
(△)少数株主持分相当額	△5
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,189

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△733
その他有価証券	△733
(+)繰延税金資産	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△732
(△)少数株主持分相当額	△5
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△727

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	112	△0	△0
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	106	—	3	3
	買建	48	—	△0	△0
	合計	——	——	3	3

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

特例処理を適用している金利スワップを除き、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	79	—	△3	△3
	買建	56	—	2	2
	合計	——	——	△1	△1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

III 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注)	35百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円
当中間連結会計期間末残高	35百万円

(注) 当中間連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

(賃貸等不動産関係)

I 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日現在)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

II 前連結会計年度末 (平成22年3月31日現在)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(追加情報)

当連結会計年度から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号平成20年11月28日)を適用しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 関連事業 (百万円)	リース業 その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	7,384	1,487	8,871	—	8,871
(2) セグメント間の内部経常収益	67	43	110	(110)	—
計	7,452	1,530	8,982	(110)	8,871
経常費用	7,285	1,487	8,773	(230)	8,542
経常利益	166	42	209	120	329

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
3 各区分の主な事業の内容
(1) 銀行業関連事業……………銀行業務等
(2) リース業その他事業……………リース業務・クレジット業務・信用保証業務等
4 消去又は全社の項目に含めた配賦不能経常費用はありません。
5 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、退職一時金制度及び第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を退職一時金制度について10年から9年に、第2退職一時金制度について4年から2年にそれぞれ変更しております。
これにより、経常費用は「銀行業関連事業」が5百万円減少しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 関連事業 (百万円)	リース業 その他事業 (百万円)	計(百万円)	消去又は 全社(△) (百万円)	連結(百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	15,417	2,903	18,320	—	18,320
(2) セグメント間の内部経常収益	113	83	197	△197	—
計	15,530	2,987	18,518	△197	18,320
経常費用	15,735	2,677	18,412	△333	18,079
経常利益(△は経常損失)	△204	310	105	136	241

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。
3 各区分の主な事業の内容
(1) 銀行業関連事業……………銀行業務等
(2) リース業その他事業……………リース業務・クレジット業務・信用保証業務等
4 消去又は全社の項目に含めた配賦不能経常費用はありません。
5 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、退職一時金制度及び第2退職一時金制度の費用処理年数については、平均残存勤務期間の短縮により、当連結会計年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理年数を退職一時金制度について10年から9年に、第2退職一時金制度について4年から2年にそれぞれ変更しております。
これにより、経常費用は「銀行業関連事業」が11百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

経常収益は全て本邦におけるものであるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを展開しております。

当行グループは、業種に特有の規制環境及びサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。また、クレジットカード業務及び信用保証業務については「その他」に含めております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

なお、報告セグメントの利益は、経常利益ベースでの数値であります。

また、セグメント間の内部経常収益は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント(百万円)			その他 (百万円)	合計 (百万円)
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	7,073	1,077	8,151	118	8,270
セグメント間の内部経常収益	58	35	93	9	102
計	7,132	1,113	8,245	127	8,373
セグメント利益 (△はセグメント損失)	445	60	505	△7	498
セグメント資産	618,626	4,652	623,279	1,366	624,645
セグメント負債	594,785	3,130	597,916	1,127	599,043
その他の項目					
減価償却費	475	7	482	0	482
資金運用収益	5,395	0	5,396	39	5,435
資金調達費用	675	25	701	8	710
持分法投資利益	7	—	7	—	7
特別利益	113	—	113	—	113
(償却債権取立益)	113	—	113	—	113
特別損失	52	—	52	0	52
(固定資産処分損)	17	—	17	0	17
(資産除去債務会計基準適用に伴う影響額)	35	—	35	—	35
税金費用	11	59	70	0	70
持分法適用会社への投資額	71	—	71	—	71
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	196	10	207	—	207

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務及び信用保証業等を含んでおります。

4 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差額調整に関する事項）

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

経常収益	金額(百万円)
報告セグメント計	8,245
「その他」の区分の経常収益	127
セグメント間取引消去	△102
負ののれんの償却額	62
中間連結損益計算書の経常収益	8,333

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

利益	金額(百万円)
報告セグメント計	505
「その他」の区分の損失(△)	△7
セグメント間取引消去	84
負ののれんの償却額	62
中間連結損益計算書の経常利益	645

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

資産	金額(百万円)
報告セグメント計	623,279
「その他」の区分の資産	1,366
セグメント間取引消去	△3,176
中間連結貸借対照表の資産合計	621,469

(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額

負債	金額(百万円)
報告セグメント計	597,916
「その他」の区分の負債	1,127
セグメント間取引消去	△3,190
負ののれん	1,068
中間連結貸借対照表の負債合計	596,921

(5) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

その他の項目	報告 セグメント (百万円)	その他 (百万円)	調整額 (百万円)	中間連結財務 諸表計上額 (百万円)
減価償却費	482	0	—	482
資金運用収益	5,396	39	△27	5,407
資金調達費用	701	8	△27	682
持分法投資利益	7	—	—	7
特別利益	113	—	—	113
(償却債権取立益)	113	—	—	113
特別損失	52	0	—	52
(固定資産処分損)	17	0	—	17
(資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額)	35	—	—	35
税金費用	70	0	—	70
持分法適用会社への投資額	71	—	—	71
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	207	—	—	207

(注) 調整額は、セグメント間の取引消去であります。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券 関連業務 (百万円)	リース業務 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	5,001	915	735	1,681	8,333

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報**(1) 経常収益**

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

報告セグメントに配分されていない負ののれんの当中間連結会計期間の償却額は62百万円、当中間連結会計期間末の未償却残高は1,068百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	106.36	106.21	106.45
1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	1.97	2.76	1.69

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	24,551	24,547	24,603
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	102	134	134
うち少数株主持分	百万円	102	134	134
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	24,448	24,412	24,469
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	229,846	229,839	229,843

2 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	454	636	388
普通株主に 帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	454	636	388
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	229,847	229,841	229,846

3 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(主要な取引先の倒産等) 平成21年11月24日に当行の取引先である株式会社穴吹工務店が東京地方裁判所へ会社更生手続開始の申立てを行いました。これにより同社に対する平成21年11月26日現在の貸出金残高1,900百万円に取立不能のおそれが生じ、同日現在の有価証券残高14百万円と合わせ第3四半期以降に損失が発生する見込みです。		

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	4,820	4,401
資金運用収益	2,935	2,722
(うち貸出金利息)	2,644	2,491
(うち有価証券利息配当金)	281	225
役務取引等収益	408	464
その他業務収益	416	406
その他経常収益	1,060	807
経常費用	3,981	4,040
資金調達費用	449	333
(うち預金利息)	408	293
役務取引等費用	244	250
その他業務費用	159	0
営業経費	2,111	1,944
その他経常費用	※1 1,015	※1 1,511
経常利益	838	360
特別利益	505	819
貸倒引当金戻入益	359	750
償却債権取立益	146	69
特別損失	47	1
固定資産処分損	47	1
税金等調整前四半期純利益	1,297	1,178
法人税等	36	46
少数株主損益調整前四半期純利益		1,132
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△ 70	7
四半期純利益	1,331	1,124

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※1 その他経常費用には、貸出金償却409百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却797百万円及び株式等償却103百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※9 38,722	※9 51,441	※9 36,240
コールローン	5,000	—	—
商品有価証券	167	194	186
金銭の信託	1,735	1,684	1,723
有価証券	※1, ※9, ※15 92,281	※1, ※9, ※15 106,405	※1, ※9, ※15 101,535
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 443,120	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 438,267	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※10 445,884
外国為替	59	100	33
その他資産	※9 17,774	※9 5,785	※9 5,967
有形固定資産	※11, ※12 14,402	※11, ※12 13,592	※11, ※12 13,943
無形固定資産	876	879	880
繰延税金資産	5,841	5,841	5,841
支払承諾見返	976	758	883
貸倒引当金	※8 △5,916	※8 △5,827	※8 △7,200
資産の部合計	615,042	619,122	605,918
負債の部			
預金	※9 577,489	571,190	569,945
譲渡性預金	—	12,330	—
借入金	※13 500	※13 500	※13 500
社債	※14 4,000	※14 3,700	※14 3,700
その他負債	4,104	2,786	2,772
未払法人税等	45	34	61
資産除去債務	—	35	—
その他の負債	4,059	2,717	2,710
退職給付引当金	2,189	2,204	2,238
役員退職慰労引当金	173	155	193
睡眠預金払戻損失引当金	38	61	46
再評価に係る繰延税金負債	※11 1,098	※11 1,098	※11 1,098
支払承諾	976	758	883
負債の部合計	590,571	594,785	581,377
純資産の部			
資本金	18,127	18,127	18,127
資本剰余金	5,688	5,688	5,688
その他資本剰余金	5,688	5,688	5,688
利益剰余金	861	1,090	839
利益準備金	301	347	301
その他利益剰余金	560	743	538
繰越利益剰余金	560	743	538
自己株式	△13	△14	△13
株主資本合計	24,664	24,892	24,642
その他有価証券評価差額金	△809	△1,181	△718
土地再評価差額金	※11 616	※11 626	※11 616
評価・換算差額等合計	△193	△554	△101
純資産の部合計	24,471	24,337	24,540
負債及び純資産の部合計	615,042	619,122	605,918

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)		当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
経常収益		7,446		7,128	15,823
資金運用収益		5,897		5,400	12,037
(うち貸出金利息)		5,270		4,902	10,429
(うち有価証券利息配当金)		608		484	1,574
役務取引等収益		879		972	1,808
その他業務収益		453		501	1,399
その他経常収益		215		254	577
経常費用		7,283		6,688	15,737
資金調達費用		916		675	1,693
(うち預金利息)		842		604	1,549
役務取引等費用		509		502	1,001
その他業務費用		281		1	339
営業経費	※1	3,980	※1	3,857	7,736
その他経常費用	※2	1,595	※2	1,650	※2 4,966
経常利益		162		440	85
特別利益	※3	221	※3	113	※3 434
特別損失		49		52	※4 197
税引前中間純利益		334		501	323
法人税、住民税及び事業税		11		11	22
法人税等調整額		—		—	—
法人税等合計		11		11	22
中間純利益		322		490	300

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	18,127	18,127	18,127
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	18,127	18,127	18,127
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	5,688	—	5,688
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	△5,688	—	△5,688
当中間期変動額合計	△5,688	—	△5,688
当中間期末残高	—	—	—
その他資本剰余金			
前期末残高	—	5,688	—
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	5,688	—	5,688
自己株式の処分	—	—	△0
当中間期変動額合計	5,688	—	5,688
当中間期末残高	5,688	5,688	5,688
資本剰余金合計			
前期末残高	5,688	5,688	5,688
当中間期変動額			
資本準備金の取崩	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△0
当中間期変動額合計	—	—	△0
当中間期末残高	5,688	5,688	5,688
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	301	301	301
当中間期変動額			
利益準備金の積立	—	46	—
当中間期変動額合計	—	46	—
当中間期末残高	301	347	301
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	3,400	—	3,400
当中間期変動額			
別途積立金の取崩	△3,400	—	△3,400
当中間期変動額合計	△3,400	—	△3,400
当中間期末残高	—	—	—

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	△3,161	538	△3,161
当中間期変動額			
利益準備金の積立	—	△46	—
剰余金の配当	—	△229	—
中間純利益	322	490	300
自己株式の処分	△0	—	—
別途積立金の取崩	3,400	—	3,400
土地再評価差額金の取崩	—	△10	—
当中間期変動額合計	3,722	204	3,700
当中間期末残高	560	743	538
利益剰余金合計			
前期末残高	539	839	539
当中間期変動額			
利益準備金の積立	—	—	—
剰余金の配当	—	△229	—
中間純利益	322	490	300
自己株式の処分	△0	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	△10	—
当中間期変動額合計	322	250	300
当中間期末残高	861	1,090	839
自己株式			
前期末残高	△13	△13	△13
当中間期変動額			
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	0	—	0
当中間期変動額合計	△0	△0	△0
当中間期末残高	△13	△14	△13
株主資本合計			
前期末残高	24,342	24,642	24,342
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△229	—
中間純利益	322	490	300
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	0	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	△10	—
当中間期変動額合計	322	250	300
当中間期末残高	24,664	24,892	24,642

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△3,532	△718	△3,532
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,722	△463	2,814
当中間期変動額合計	2,722	△463	2,814
当中間期末残高	△809	△1,181	△718
土地再評価差額金			
前期末残高	616	616	616
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	—	10	—
当中間期変動額合計	—	10	—
当中間期末残高	616	626	616
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△2,916	△101	△2,916
当中間期変動額			
土地再評価差額金の取崩	—	10	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,722	△463	2,814
当中間期変動額合計	2,722	△453	2,814
当中間期末残高	△193	△554	△101
純資産合計			
前期末残高	21,426	24,540	21,426
当中間期変動額			
剰余金の配当	—	△229	—
中間純利益	322	490	300
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	0	—	0
土地再評価差額金の取崩	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,722	△463	2,814
当中間期変動額合計	3,045	△203	3,114
当中間期末残高	24,471	24,337	24,540

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等(株式については中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等(株式については中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等(株式については決算期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、特例処理を適用している金利スワップを除き時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 その他 3年～15年</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>同左</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 その他 3年～15年</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零とすることとしております。	(3) リース資産 同 左	(3) リース資産 同 左
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,264百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は17,899百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,841百万円であります。</p>
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年又は2年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>また、退職一時金制度及び第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当事業年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を退職一時金制度について10年から9年に、第2退職一時金制度について4年から2年にそれぞれ変更しております。これにより、「その他経常費用」が5百万円減少し、「経常利益」及び「税引前中間純利益」が同額増加しております。</p>		<p>なお、会計基準変更時差異(1,420百万円)については、10年による按分額を費用処理しております。</p> <p>また、退職一時金制度及び第2退職一時金制度の費用処理については、平均残存勤務期間の短縮により、当事業年度より過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理年数を退職一時金制度について10年から9年に、第2退職一時金制度について4年から2年にそれぞれ変更しております。これにより、「その他経常費用」が11百万円減少し、「経常利益」及び「税引前当期純利益」が同額増加しております。 (会計方針の変更)</p> <p>当事業年度末から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。</p> <p>なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。</p>
	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、役員退職慰労金制度については、平成22年4月27日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成22年6月22日開催の第144回定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。</p> <p>これに伴い、役員退職慰労金引当金の繰入は平成22年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 同 左	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 同 左
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	——	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	貸出金及び預金の一部につき、金利リスクの回避手段として金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理による会計処理を行っております。 また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。	同 左	同 左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は0百万円、税引前中間純利益は35百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は35百万円であります。</p>	

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間貸借対照表計上額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)に基づき、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は874百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は874百万円増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p>		<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。 これによる影響はありません。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年 9月30日)	前事業年度末 (平成22年 3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 467百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,628百万円、延滞債権額は15,589百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は169百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は604百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,991百万円であります。 なお、上記※2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 567百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,855百万円、延滞債権額は13,650百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は47百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は557百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,111百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関連会社の株式総額 567百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,633百万円、延滞債権額は13,276百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は60百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は576百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,546百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,840百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、15,877百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は、7,303百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,205百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額21,509百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産 有価証券 7百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 600百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券25,495百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産に保証金敷金271百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,020百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、7,557百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間会計期間末残高の総額は、3,707百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,203百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額17,910百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 対応する債務が中間貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券27,354百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産に保証金敷金268百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,858百万円であります。</p> <p>※7 ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、28,383百万円であります。</p> <p>※8 貸出債権証券化(CLO-Collateralized Loan Obligation)により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は、5,514百万円であります。なお、当行はCLOのメザニン受益権及び劣後受益権を14,204百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額19,719百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>※9 対応する債務が貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券26,020百万円及び定期預け金212百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産に、保証金敷金270百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、32,357百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,059百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,359百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,382百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,127百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,787百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出しております。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,629百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,710百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,704百万円
※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,038百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,472百万円	※12 有形固定資産の減価償却累計額 14,270百万円
※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。	※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。	※13 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円であります。
※14 社債は、劣後特約付社債4,000百万円であります。	※14 社債は、劣後特約付社債3,700百万円であります。	※14 社債は、劣後特約付社債3,700百万円であります。
※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,375百万円であります。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,290百万円であります。	※15 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,470百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)								
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 316百万円 無形固定資産 83百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却404百万円及び株式等償却1,043百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益の主なものは、償却債権取立益176百万円であります。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 356百万円 無形固定資産 118百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額363百万円、貸出金償却794百万円及び株式等償却122百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、償却債権取立益113百万円であります。</p>	<p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,307百万円、貸出金償却1,570百万円及び株式等償却1,645百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、償却債権取立益434百万円であります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損65百万円及び減損損失131百万円であります。</p> <p>減損損失の算定に当たり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業店舗の統廃合及び地価の下落等により減損損失を認識すべきと判定された以下の資産グループ1ヵ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p> <table border="1"> <tr> <td>地域</td> <td>福島県内</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産 1ヵ所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>その他の有形固定資産</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>131百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福島県内	主な用途	遊休資産 1ヵ所	種類	その他の有形固定資産	減損損失	131百万円
地域	福島県内									
主な用途	遊休資産 1ヵ所									
種類	その他の有形固定資産									
減損損失	131百万円									

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	150	3	0	153	(注)
合計	150	3	0	153	

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	3千株
単元未満株式の買増請求による減少	0千株

II 当中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	156	4	—	160	(注)
合計	156	4	—	160	

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	4千株
------------------	-----

III 前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	150	7	0	156	(注)
合計	150	7	0	156	

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取請求による増加	7千株
単元未満株式の買増請求による減少	0千株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																				
<p>ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 該当ありません。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0" data-bbox="220 813 564 918"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0" data-bbox="220 969 564 1037"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0" data-bbox="220 1088 564 1155"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>— 百万円</td> </tr> </table> <p>② 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0" data-bbox="220 1252 564 1357"> <tr> <td>1年内</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>— 百万円</td> </tr> </table> <p>③ 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0" data-bbox="220 1458 564 1563"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	7百万円	合計	7百万円	有形固定資産	7百万円	合計	7百万円	有形固定資産	— 百万円	合計	— 百万円	1年内	— 百万円	1年超	— 百万円	合計	— 百万円	支払リース料	0百万円	減価償却費相当額	0百万円	支払利息相当額	0百万円		<p>ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容 該当ありません。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当事業年度末残高相当額</p> <table border="0" data-bbox="1062 813 1407 918"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>— 百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0" data-bbox="1062 969 1407 1037"> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>— 百万円</td> </tr> </table> <p>当事業年度末残高相当額</p> <table border="0" data-bbox="1062 1088 1407 1155"> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>— 百万円</td> </tr> </table> <p>② 未経過リース料当事業年度末残高相当額</p> <table border="0" data-bbox="1062 1252 1407 1357"> <tr> <td>1年内</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>— 百万円</td> </tr> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0" data-bbox="1062 1458 1407 1563"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		その他の有形固定資産	— 百万円	合計	— 百万円	その他の有形固定資産	— 百万円	合計	— 百万円	その他の有形固定資産	— 百万円	合計	— 百万円	1年内	— 百万円	1年超	— 百万円	合計	— 百万円	支払リース料	0百万円	減価償却費相当額	0百万円	支払利息相当額	0百万円
取得価額相当額																																																						
有形固定資産	7百万円																																																					
合計	7百万円																																																					
有形固定資産	7百万円																																																					
合計	7百万円																																																					
有形固定資産	— 百万円																																																					
合計	— 百万円																																																					
1年内	— 百万円																																																					
1年超	— 百万円																																																					
合計	— 百万円																																																					
支払リース料	0百万円																																																					
減価償却費相当額	0百万円																																																					
支払利息相当額	0百万円																																																					
取得価額相当額																																																						
その他の有形固定資産	— 百万円																																																					
合計	— 百万円																																																					
その他の有形固定資産	— 百万円																																																					
合計	— 百万円																																																					
その他の有形固定資産	— 百万円																																																					
合計	— 百万円																																																					
1年内	— 百万円																																																					
1年超	— 百万円																																																					
合計	— 百万円																																																					
支払リース料	0百万円																																																					
減価償却費相当額	0百万円																																																					
支払利息相当額	0百万円																																																					

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

II 当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

時価のある子会社及び関連会社株式はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社株式は次のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	550
関連会社株式	17
合計	567

III 前事業年度末 (平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社及び関連会社株式は次のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	550
関連会社株式	17
合計	567

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	35百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円
当中間会計期間末残高	35百万円

(注) 当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(主要な取引先の倒産等) 平成21年11月24日に当行の取引先である株式会社穴吹工務店が東京地方裁判所へ会社更生手続開始の申立てを行いました。これにより同社に対する平成21年11月26日現在の貸出金残高1,900百万円に取立不能のおそれが生じ、同日現在の有価証券残高14百万円と合わせ第3四半期以降に損失が発生する見込みです。		

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、取引先である株式会社穴吹工務店が会社更生手続開始の申立てを行ったことにより同社に対する貸出金及び有価証券について、第3四半期以降に損失が発生する見込みである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第144期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、取引先である株式会社穴吹工務店が会社更生手続開始の申立てを行ったことにより同社に対する貸出金及び有価証券について、第3四半期以降に損失が発生する見込みである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月24日

株式会社福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 深 田 建 太 郎 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福島銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第145期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福島銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月26日
【会社名】	株式会社福島銀行
【英訳名】	THE FUKUSHIMA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 紺野 邦武
【最高財務責任者の役職氏名】	該当なし
【本店の所在の場所】	福島県福島市万世町2番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社福島銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地 大宮アネックスビル4階)

(注) 大宮支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役社長紺野邦武は、当行の第145期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。